

社会福祉法人慶優会
介護職員処遇改善手当及び介護職員等特定処遇改善手当に関する
特別手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成29年度から実施されている介護職員処遇改善加算及び令和1年度から実施されている介護職員等処遇改善加算による賃金改善について、特別養護老人ホーム今宿ホームに介護職員として就業する者又はその他職員を含めた処遇改善を図るために支給する特別手当に関して、必要な事項を定めるものとする。

(手当の名称)

第2条 この手当は、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る支給は、特別手当（以下「特別手当」という。）と称する。

- 2 特別手当は、就業規則第66条及びパートタイマー等就業規則第57条に基づき、別に期間を定め特別に支給する。

(支給対象・期間)

第3条 介護職員処遇改善加算の支給対象職種は、次の各号に定める職種のみを対象とする。

- (1) 就業規則第3条に定める介護職員
 - (2) パートタイマー等就業規則第4条に定めるパートタイマー等介護職員
 - (3) 派遣職員であり、支給対象職員と同様の業務を行う者
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の支給対象職種は、次の各号に定める職種を対象とする。
 - (1) 就業規則第3条に定める職員であり、介護職員を除く者で算定期間を含んだ年の年収が440万円を超える者は対象外とする。
 - (2) パートタイマー等就業規則第4条に定めるパートタイマー等職員の内、高齢者介護に直接的支援を行う者
 - (3) 派遣職員であり、支給対象職員と同様の業務を行う者
 - 3 特別手当は、第1項及び第2項に定める対象者が支給算定期間（当該年度4月から翌年3月迄）に就業していた者が対象となる。
 - 4 特別手当の支給対象期間については、介護保険法の定めにより終了する場合がある。

(特別手当の原資)

第4条 特別手当の原資は、介護職員処遇加算及び介護職員等特定処遇改善加算に定める算定要件により、介護報酬総額にサービス区分毎に定められた交付率を乗じて得た額とする。

- (1) 介護職員処遇改善加算における特別手当は、前項各号により交付された金額から、次の各号を控除した後の額をもって充てる。
 - ①対象年度、本俸昇給
 - ②平成21年度、臨時昇給額
 - ③平成21年度、夜勤手当の増額
 - ④功労金
 - ⑤社会保険料及び労働保険料の法定福利費等の事業負担分

(2) 介護職員等特定処遇改善加算における特別手当は、前項各号により交付された金額から、次の各号を控除した後の額をもって充てる。

① 社会保険料及び労働保険料の法定福利費等の事業負担分

(特別手当の額)

第5条 第3条第1項及び第2項に定める者についての特別手当の月額は、次の各号による。

(1) 第3条第1項に定める者に支給する特別手当は、第4条(1)の定めにより控除した額を常勤換算より得た総数により按分した額を支給する。ただし、10円未満は繰り上げて支給する。

(2) 第3条第2項に定める者に支給する特別手当は、夏期・冬期人事考課成績及び有資格並びに勤続年数の他、支給対象職種、常勤換算により区分され、基準金額に乗じた金額を基準とし、常勤換算により得た額を第4条(2)の定めにより控除した額を特別手当として支給する。ただし、10円未満は繰り上げて支給する。

2 前項による常勤換算は、毎月の労働実態に則して計算をする。

(支給方法)

第6条 この特別手当は、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定職遇加算の算定から求められた額を一時金として毎年6月末日に支給する。

2 介護職員及びパートタイマー等介護職員並びに第3条第1項(3)、同条第2項(3)に定める派遣職員が前項に定める特別手当支給日前に退職若しくは契約満了した場合、勤務した月数に応じて支給日に支払うものとする。ただし、派遣職員については、法人が支払う時給に特別手当相当分を含んでいるため、一時金としての支給するものではない。

3 職員就業規則及びパートタイマー等就業規則に定める懲戒解雇された場合は、この限りでない。

(特別手当の精算)

第7条 前条第2項の定めにより特別手当の支給されない場合の余剰金は、介護職員及びパートタイマー等介護職員の総数で除した額を支給する。

(実施要綱の変更)

第8条 この事業の実施期間中、実施要綱に変更が生じた場合は、変更された実施要綱に則ってこの要綱を変更して実施する。

(規程の廃止)

第9条 この要綱は、第3条第4項の定めによる支給期間が終了したときに廃止とする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関して、必要な事項は理事長が定める。